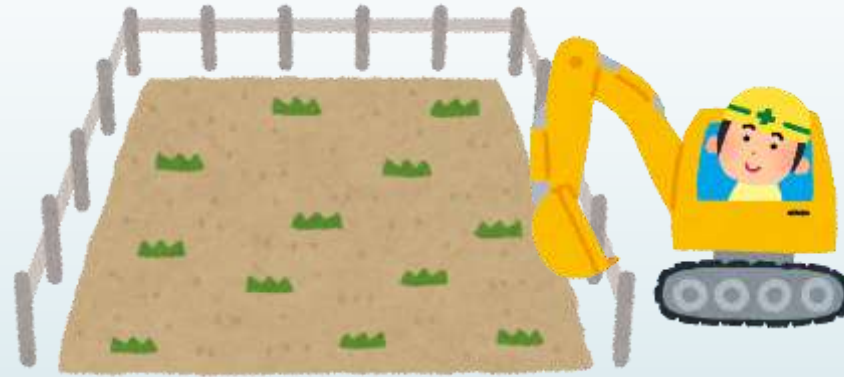


土地開発指導基準見直しに 関する説明会

開発行為の許可の基準に関する条例について

要 点

- ▶ 許可を要する開発行為の規模の変更



- ▶ 公園の設置を要する開発行為の規模の変更



許可を要する開発行為の規模の変更

現在



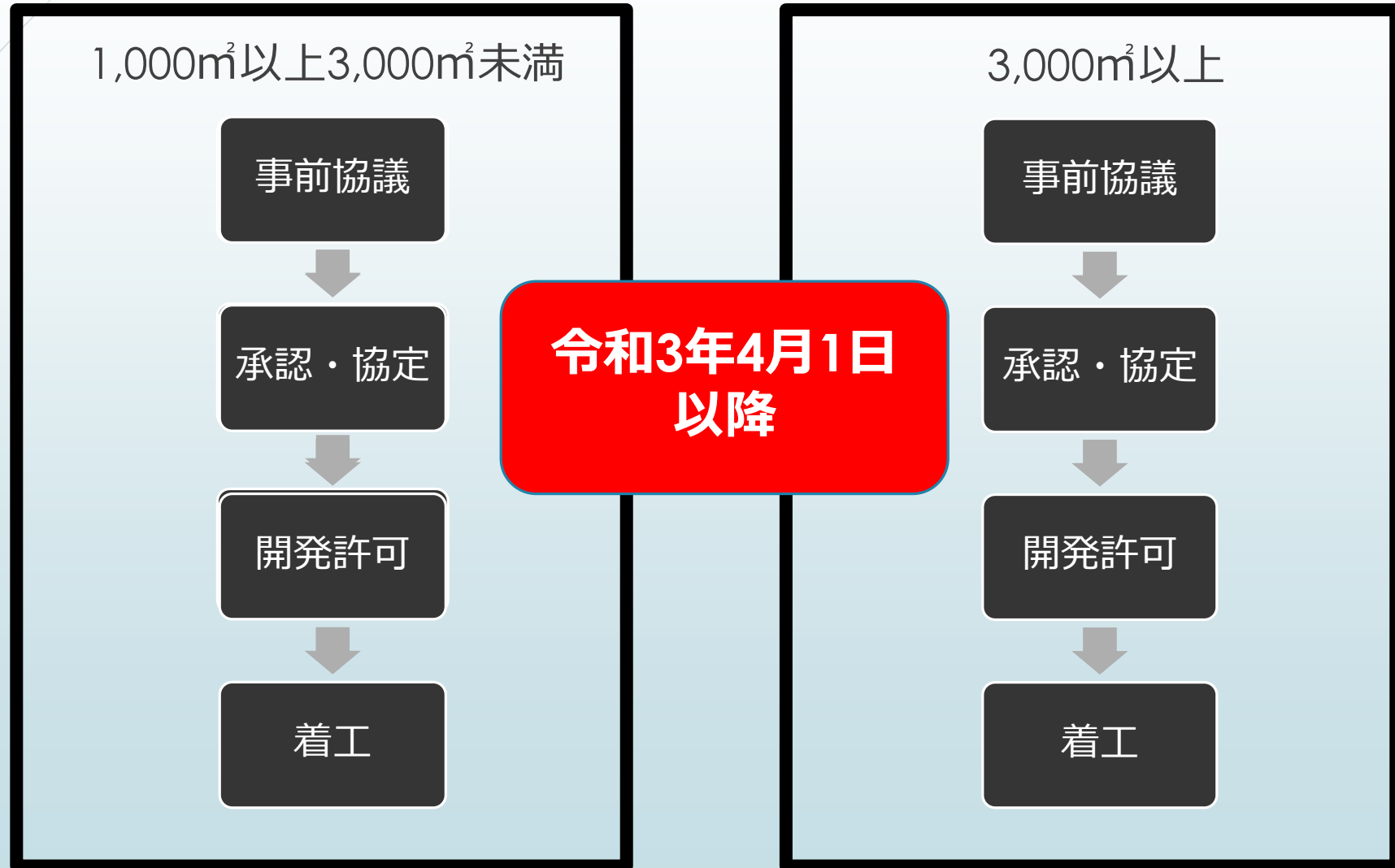
3,000㎡以上の開発行為について都市計画法に基づく許可が必要

令和3年4月1日以降



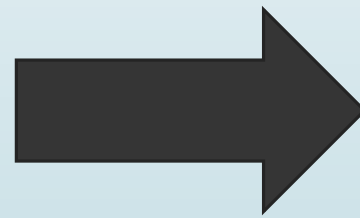
1,000㎡以上の開発行為について都市計画法に基づく許可が必要

許可を要する開発行為の規模の変更



許可を要する開発行為の規模の変更

1,000㎡以上3,000㎡未満の開発行為



基準を満たして造成しても・・・



許可を要する開発行為の規模の変更

1,000㎡以上3,000㎡未満の開発行為

あくまでも行政指導



違反しても罰則はない



許可を要する開発行為の規模の変更

1,000m²以上の開発行為から許可の対象に！

道路位置指定や優良宅地認定の手続きが不要に



手続きが開発許可に一本化



違反者には都市計画法の罰則が適用可能に



公平性の確保

公園の設置を要する開発行為の規模の変更

現行



3,000㎡以上の開発行為は
公園の設置が必要

令和3年4月1日
以降



10,000㎡以上の開発行為は
公園の設置が必要

公園の設置を要する開発行為の規模の変更

10,000㎡未満の開発行為は、場所を問わず公園の設置は不要



10,000㎡以上の開発行為は、引き続き公園の設置が必要



公園

令和3年4月1日より前に提出された 事前協議の取扱いについて

3,000㎡以上の開発案件の場合

令和3年4月1日よりも前に・・・

既に許可を受けている場合	承認を受けているが、許可を受けていない場合	承認も許可も受けていない場合
<ul style="list-style-type: none">・従前の基準を適用・当初の計画通り施工	<ul style="list-style-type: none">・新しい基準を適用・新しい基準に対応していない計画については再考のうえ許可申請・公共施設に変更が生じる場合は変更協議が必要	<ul style="list-style-type: none">・新しい基準を適用・新しい基準に適合するように事前協議を進める

令和3年4月1日より前に提出された 事前協議の取扱いについて

1,000㎡以上3,000㎡未満の開発案件の場合

令和3年4月1日よりも前に・・・

既に承認を受けている場合	承認を受けていない場合
<ul style="list-style-type: none">・従前の基準を適用・当初の計画通り施工・開発許可申請は<u>必要なし</u>・検査済証は要綱に基づいたもの	<ul style="list-style-type: none">・新しい基準を適用・新しい基準に適合するように計画・開発許可申請が必要・許可申請以降は都市計画法に基づいた手続き